

仲裁委員候補者名簿の改定について

令和 7 年 4 月 2 8 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

総務課

(趣旨)

電気事業法等に基づき、電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）があらかじめ指定することとされている仲裁委員の候補者について、役職等の変更があることから、仲裁委員候補者名簿を改定する。

1. あっせん・仲裁の概要

電力・ガスの自由化による参入事業者の増加等に伴い、電気・ガス・熱の取引に関する紛争を公正・中立な手続によって迅速に処理するため、電取委によるあっせん・仲裁の制度が設けられている。

2. 仲裁委員の候補者の名簿の改定

仲裁については、電気事業法第 36 条第 3 項（ガス事業法第 107 条第 4 項及び熱供給事業法第 19 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電取委があらかじめ指定する委員その他の職員（以下「仲裁委員の候補者」という。）のうちから当事者が合意によって選定した者を電取委が指名することとされている。

電気事業法施行令第 28 条（ガス事業法施行令第 12 条及び熱供給事業法施行令第 5 条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、仲裁委員の候補者については名簿を作成することとなっているところ、今般、仲裁委員の候補者について役職等の変更があることから、資料 5—1 のとおり、当該名簿を改定することとする。

28 **参考**

29
30 **1. 特別委員について**

31 (1) 電力・ガス取引監視等委員会令（関係条文）

32 第一条 電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に、あつせん又
33 は仲裁に参加させるため、特別委員を置くことができる。

34 2 特別委員は、学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。

35 3 特別委員の任期は、二年とする。

36 4 特別委員は、再任されることができる。

37 5 特別委員は、非常勤とする。

38
39 **2. 仲裁について**

40 (1) 電気事業法（関係条文）

41 第三十六条

42 1・2 （略）

43 3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて
44 選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定が
45 なされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名
46 する。

47
48 (2) ガス事業法

49 第百七条

50 1－3 （略）

51 4 電気事業法第三十六条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁に準用
52 する。

53
54 (3) 熱供給事業法

55 第十九条の二

56 1－3 （略）

57 4 電気事業法第三十六条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁に準用
58 する。

59
60 **3. 名簿の作成について**

61 (1) 電気事業法施行令（関係条文）

62 第二十八条 委員会は、経済産業省令で定めるところにより、法第三十六条第
63 三項の委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。

64
65 (2) ガス事業法施行令 関係条文

66 第十二条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第二十六条から第
67 三十五条までの規定は、法第百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁
68 について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中
69 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える

ものとする。

(一部略)

第二十八 条	法第三十六 条第三項	ガス事業法第 百七条第四項 において準用す る法第三十六 条第三項
-----------	---------------	---

(3) 熱供給事業法施行令（関係条文）

第五条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第七条から第十六条までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(一部略)

第二十八 条	法第三十六 条第三項	熱供給事業法第 十九条の二第四 項において準用 する法第三十六 条第三項
-----------	---------------	--

4. 名簿の記載事項について

(1) 電気事業法施行規則（関係条文）

第四十七条の六 令第二十八条の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 氏名及び職業
- 二 経歴
- 三 任命及び任期満了の年月日

(2) ガス事業法施行規則（関係条文）

第一百七十条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の五から第四十七条の十までの規定は、法第一百七十条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(一部略)

第四十七 条の九第 一項	法第三十六 条第一項	ガス事業法第 百七条第三項
	様式第四十 の二	様式第八十一
第四十七 条の九第 三項	法	ガス事業法

(3) 熱供給事業法施行規則（関係条文）

第十七条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の五から第四十七条の十までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(一部略)

第四十七条の九 第一項	法第三十六条第一項	熱供給事業法第十九条の二第三項
	様式第四十の二	様式第十三
第四十七条の九 第三項	法	熱供給事業法